

## 長野市パートナーシップ宣誓制度の基本方針（案）

### 1 趣旨

長野市では、すべての人の人権が尊重される社会を目指し、「人権を尊び差別のない明るい長野市を築く条例」、「長野市男女共同参画推進条例」及び「長野市人権政策推進基本方針」の理念に基づき、様々な人権課題に対し取り組んでいます。

誰もが住みやすく開かれた長野市とするため、市民や事業者の皆様に理解が広がり、多様性が尊重され、性的少数者の方一人ひとりが自分らしく安心して暮らし、活躍できるまちづくりを進めています。

性的少数者の方の生きづらさを少しでも解消するため、その取組の一環として、性的少数者の方を含むお二人が、お互いを人生のパートナーとして宣誓する「長野市パートナーシップ宣誓制度」を導入いたします。

### 2 定義

#### (1) 性的少数者（セクシュアルマイノリティ）

性的指向が異性愛のみでない者又は性自認が戸籍上の性と異なる者

#### (2) パートナーシップ

互いを人生のパートナーとし、相互に責任を持って協力し合うことを約束した、一方又は双方が性的少数者である二者の関係をいう。

#### (3) 宣誓

パートナーシップにある者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

### 3 制度の運用

パートナーシップ宣誓制度については、新たに制定する要綱に基づき運用していきます。

### 4 制度の概要

#### (1) 宣誓することができる方

パートナーシップ宣誓をするには、一方又は双方が性的少数者であることのほか、次の要件を想定している。

① 年齢要件

パートナー双方が成年（満 18 歳以上）であること。

\*成年年齢を 18 歳に引き下げることとする「民法の一部を改正する法律」が、令和 4（2022）年 4 月 1 日施行

② 住所要件

いずれかが市内に住所を有する又は転入予定であること。

③ 婚姻等要件

- ・パートナー双方に配偶者がいないこと。
- ・当該パートナー以外の者と、自治体及び民間団体等が実施する類似のパートナーシップの関係にある者がいないこと。

④ 近親者要件

パートナー同士が近親者でないこと。ただし、双方の関係が養親子の場合を除く。（民法第 734 条の直系血族又は三親等内の傍系血族、第 735 条の直系姻族の関係でないこと。）

⑤ 戸籍上の性別

パートナー双方の性は問わない。

(2) 宣誓手続

① 申請窓口

人権・男女共同参画課

② 申請方法

- ・事前予約の上、提出書類一式を添えて窓口に申請する。
- ・宣誓は、プライバシーに配慮し、個室で行う。
- ・申請手数料等は無料とする。

③ 交付書類

パートナーシップ宣誓者には、次の書類を交付する。

- ・パートナーシップ宣誓書受領証（1 枚）
- ・パートナーシップ宣誓書受領証カード（2 枚）  
（カードサイズの証明書で、宣誓した二人に各 1 枚交付）

(3) 宣誓書受領証等の効力

① 有効期間

なし

② パートナーシップ解消時の取扱い

パートナーシップ関係を解消した時や、パートナーの双方が市外へ転出する等、対象者の要件を満たさなくなった場合は、宣誓書受領証及び受領証カードは返還する。

## 5 宣誓制度利用により受けられるサービス

パートナーシップ宣誓制度については、法的な効力はありませんが、夫婦であれば当然に受けられる行政サービスを、市の裁量の範囲において提供していきます。

また、関係機関等と連携しながら、利用できるサービスの周知・充実を図っていきます。

サービスの内容は、他市の事例も参考に、今後検討します。

### (行政サービスの例)

- ・市営住宅の入居
- ・救急搬送証明書の交付
- ・各種見舞金等の支給等

### (民間サービスの例)

- ・医療機関での面会、病状説明、同意
- ・住宅ローンの借り入れ
- ・生命保険金の受取人指定等